

平成25年定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第107号】

三重県子ども・子育て会議設置条例案について ······ 1

《所管事項説明》

1	「平成25年版成果レポート（案）」について	別冊
2	牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢の見直しについて	5
3	障がい者優先調達方針の策定について	7
4	「三重県がん対策推進条例（仮称）」の制定について	9
5	こども心身発達医療センター（仮称）の整備等について	11
6	平成26年度社会福祉施設等整備方針について	15
7	各種審議会等の審議状況の報告について	29

《別冊》

- 平成25年版成果レポート（案） [健康福祉部分抜粋]

平成25年6月18日
健 康 福 祉 部

1 三重県子ども・子育て会議設置条例案について

1 制定理由

子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第77条第4項の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議を行うことができる合議制の機関として、条例により三重県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置するものです。

2 条例案の概要

法第77条第4項に基づき設置する子ども・子育て会議に関して、以下の事項を県の条例で定めます。

- 所掌事務に関すること

法第77条第4項各号に掲げる事務を処理するものとします。

- 組織に関すること

子ども・子育て会議は、委員20名以内で組織するものとし、委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命するものとします。

また、委員の任期は3年とします。

- 運営に関すること

子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理するものとします。

3 施行期日等

公布の日から施行します。

(参考条文) 子ども・子育て支援法（抜粋）

第62条

1～4 (略)

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 (略)

第77条

1～3 (略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 (略)

(参考)

1 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度は、「1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「2 保育の量的拡大・確保」、「3 地域の子ども・子育て支援の充実」を目的として制定されたものです。

この制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)に基づくもので、平成27年度に本格施行される予定です。

なお、財源としては、消費税引上げの一部がこれらの実現に充てられるものとされています。

※ 子ども・子育て会議の設置等の項目については、平成25年4月1日に一部施行されています。

2 子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 計画の策定内容等

子ども・子育て支援法において、国の基本指針に基づき、市町は、子ども・子育て支援事業計画(以下「市町計画」という。)、県は市町を支える子ども・子育て支援事業支援計画(以下「県計画」という。)の策定が義務づけられています。

「県計画」は、5年ごとに策定し、「市町計画」を支援する以下の内容を記載することとされています。県は、市町の幼児期の学校教育・保育の事業等を補完する専門的、広域的な役割を担うとともに、「県計画」に記載される保育サービスの需要量見込みを保育所認可の際に活用していくこととなります。

(県計画における必須記載事項)

- ① 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ② 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策(※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。)
- ③ 幼児期の学校教育・保育等に従事する人材の確保・資質向上
- ④ 市町が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障がい児の発達支援に着目した専門的な支援にかかる事業

(県計画における任意記載事項)

- ① 市町の業務に関する広域調整に関する事項
- ② 教育・保育情報の公表に関する事項
- ③ 職業生活と家庭生活との両立に関する事項

(2) 計画の策定方法

「三重県子ども・子育て会議」において、子育て支援に関する学識経験者、幼児期の学校教育・保育等の関係団体、子ども・子育て支援の当事者及び子どもの保護者等の意見を聴き、透明性、客観性を確保しつつ、「県計画」を策定していきたいと考えています。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画・市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

市町村

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(学校教育+子育て支援)

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援)

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(保育+子育て支援)

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子育て支援)

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付
の対象

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業・病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦検診等

都道府県

市町村を支援

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(5か年計画)

<必須事項>

幼児期の学校教育・保育等に関して
市町村計画を足し上げ都道府県計画とする。

市町村計画の内容に加え、社会的養護にかかる事業、障がい児の発達支援に着目した専門的な支援にかかる事業、幼児期の学校教育・保育等の従事者の人材の確保・資質向上などを記載

<任意記載事項>

幼児期の学校教育・保育に関して、市町村業務に関する広域調整・教育・保育情報の公表・職業生活と家庭生活との両立に関する事項

【所管事項説明】

2 牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢の見直しについて

1 これまでの経緯

平成25年6月3日、厚生労働省は、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正し、7月1日からBSE検査対象月齢を48か月超に見直す方針を示し、全国の自治体が一斉に全頭検査を廃止するよう要請しています。

このことを受けて、県では、7月1日から検査対象を48か月超に見直す方向で、食肉関係事業者等に対し説明を行ってきたところです。

（1）国の見直し経過

- 平成25年4月 1日 検査対象月齢を30か月超に引き上げ
4月19日 7月1日に検査対象月齢を48か月超に引き上げ
る方針を提示
5月28日 OIE（国際獣疫事務局）が、無視できるリスク
の国に認定
6月 3日 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則 改正
(7月1日施行予定)

（2）県の対応

- ア 県内の食肉関係事業者等に個別説明等を行い、意見を聴取しました。
と畜場関係者等 (4者) (5月8日～5月16日)
食肉関係事業者等 (9者) (5月8日～5月31日)
イ 6月13日に、消費者対象のリスクコミュニケーション※を津市内で開
催し、三重県の考え方等を説明し、意見を聴取しました。

※リスクコミュニケーション

ここでは、行政、食品関連事業者、研究者、県民等が食品のリスクに関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解しあうために対話を進めていくこと
をいいます。

（3）消費者、食肉関係事業者等の意見

上記（1）（2）での意見聴取の結果、消費者や食肉関係事業者等から、
7月1日から検査対象月齢を48か月に見直すことについて、特段の反対意
見はありませんでした。

2 今後の対応

6月24日に、三重県食の安全・安心確保推進会議を開催し、消費者や食肉関係事業者等の意見を共有した上で、最終方針を決定する予定です。

3 障がい者優先調達方針の策定について

1 調達方針策定の趣旨

障がいのある人が自立した生活を送っていくためには、就労によって経済的な生活基盤を確立することが重要です。

そのためには、障がい者雇用を支援することに加え、障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められています。

本県では、従来から「障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」を実施するなど、率先して障がい者の就労を促進する取組を進めてきました。

こうした中で、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されたことから、新たに障がい者優先調達方針を策定し、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの優先的な調達を一層推進していきます。

2 調達方針の骨子（案）

（1）基本的な考え方

- ① 障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業への発注拡大
- ② 公平性・競争性の確保
- ③ 障害者就労施設等における受注体制の向上

（2）実施機関

県の全機関（知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局（県立学校を含む）、警察本部）において実施

（3）対象とする施設等

- ① 障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等
- ② 障がい者雇用促進企業（県に登録された障がい者雇用促進に積極的に取り組む企業）

（4）対象物品等と調達目標

物品及び役務のそれぞれについて、調達目標（数値目標）を設定

（5）具体的な取組事項

<発注拡大に向けた取組>

- ・ 年間見込みに基づく計画的な調達
- ・ 障害者就労施設等に係る随意契約の適用範囲の拡大
- ・ 市町や自立支援協議会などの関係機関との連携
- ・ 障がい者雇用の促進に積極的に取り組む企業への優遇措置

<受注体制の向上支援>

- ・ 専門家派遣による障害者就労施設等への技術的・経営的な助言・指導の実施
- ・ 「共同受注窓口」の活用による、複数施設の連携した取組への配慮

<法に基づく公表等>

- ・ 障害者就労施設等及び県による物品等情報の公表・活用
- ・ 調達実績の公表及び方針の見直し

3 今後のスケジュール

6月～7月上旬	障がい者関係団体へ意見照会
7月中旬	調達方針（最終案）のとりまとめ
7月下旬	三重県障がい者支援施策総合推進会議にて調達方針の決定、公表
8月～	方針に基づく調達実施

【参考】障害者優先調達推進法の概要

(1) 法の趣旨

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

(2) 法の制定

平成24年6月20日成立、平成25年4月1日施行

(3) ポイント

国、地方公共団体及び独立行政法人等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

- 国は、障害者就労施設等からの物品等調達の基本方針を定める。
- 地方独立行政法人及び地方公共団体は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達実績を公表する。
- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するため必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

- 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所A型・B型など）
- 障がい者を多数雇用している企業（特例子会社など）
- 在宅就業障がい者等

【所管事項説明】

4 「三重県がん対策推進条例（仮称）」の制定について

1 現状と課題

(1) 現状

がんは県内における死因の第1位であり、毎年約5,000人が亡くなっているなど、県民の生命と健康にとって重大な問題となっています。

これまで県としては、がん検診の普及啓発や治療設備等の整備、緩和ケアの質の向上を図るための人材育成、地域がん登録の推進など、さまざまな取組を進めてきました。さらに昨年度、国の中長期的ながん対策基本計画をふまえ、県のがん対策をより一層充実させて総合的に推進するため、三重県がん対策戦略プラン第2次改訂（平成25～29年度）を策定しました。

(2) 課題

がんについては、予防・早期発見から治療、予後に至るそれぞれの段階に応じた対策の充実が必要です。

予防対策のほか、特に、がんによる死亡者を減少させるためには、早期発見・早期治療が重要であり、がん検診の受診率の向上に取り組む必要があります。

また、緩和ケアの推進や、がん患者の就労支援など、患者やその家族の生活の質を高める取組も重要な要素となっています。

あわせて県民の皆さん方が、がんを正しく理解し、運動、食生活等の生活習慣の正しい知識を学び、健康的な生活を送っていただくことが大切と考えます。

2 条例制定の趣旨

県のがん対策に係る基本的な姿勢を明らかにし、県民や関係者等が一体となってがん対策を推進することにより、がんの患者や死亡者を減少させ、また、がんになっても安心して暮らせる社会を実現するため、条例を制定します。

3 主な制定項目（骨子案）

(1) 目的

(2) 県の責務

(3) 関係者（市町・県民・保健医療従事者・事業者）の役割

(4) がんの予防・早期発見

- ・予防に関する知識の普及啓発

- ・早期発見に向けた受診率の向上、検診の質の向上

- (5) がんに関する教育
- (6) がん医療の充実
 - ・医療施設の整備
 - ・小児がん対策
 - ・地域がん登録の推進
 - ・がん研究の推進
 - ・医科歯科連携
- (7) 医療従事者の育成
- (8) 緩和ケア等
 - ・緩和ケアの推進
 - ・在宅医療の推進
- (9) 相談支援等
 - ・患者とその家族への相談支援、情報提供の充実
 - ・就労の支援
- (10) 県民運動の推進
- (11) 財政上の措置

4. 検討の方法

条例案について、三重県がん対策推進協議会において専門的見地から検討を行います。別途、患者や保健医療従事者等から意見聴取を行うなど、さまざまな関係者の意見もふまえます。

5 今後のスケジュール（予定）

平成 25 年 7 月	第 1 回三重県がん対策推進協議会にて条例（中間案）検討
10 月	条例（中間案）を県議会健康福祉病院常任委員会へ説明
11 月	パブリックコメント実施（1か月間） 市町との意見交換
12 月	第 2 回三重県がん対策推進協議会にて条例（最終案）検討 最終案を県議会健康福祉病院常任委員会へ説明
平成 26 年 2 月	条例案を県議会へ提出

【所管事項説明】

5 こども心身発達医療センター（仮称）の整備等について

1 現在までの取組状況

（1）新センターの整備について

必要な機能・施設整備内容を「整備計画概要」として取りまとめ、平成25年3月に「三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校建築設計業務」の委託業者を決定しました。

現在、県教育委員会等関係者間との連携を図り、建築の基本設計のための各種協議を進めています。

また、25年度中の工事着手に向け、地元関係者への説明や、不動産鑑定評価などを行い、土地の権利取得のための地権者との協議を進めています。

（2）新センターの機能について

①医療・福祉・教育サービスの連携・充実に向けた取組

24年度は、関係者で構成される複数のワーキンググループ（以下「ワーキング」）を設置し、約40回協議を重ねてきました。一部ワーキングには県教育委員会も参画し、諸課題や機能充実に向けた取組などを検討しています。

【主な検討内容】

ア 地域連携機能の充実

- ・早期に適切な相談・治療が受けられる総合相談機能について
- ・専門性を活かした市町の人材育成支援や地域療育支援について

イ 統合効果を發揮する治療サービスの提供

- ・多職種による治療連携体制づくりについて
- ・子どもに応じた入退院治療管理システムの整備について

ウ 特別支援学校との連携

- ・治療カンファレンスへの教職員の参加や人材育成について

②関係機関（医療・福祉・教育）との連携

県全体の子どもの発達支援体制の強化には、医療・福祉・教育の連携が不可欠であることから、三重県医師会、県教育委員会等関係機関との情報や課題の共有、連携を進めるため連絡協議会を設置しました。

また、子どもへのより良い医療提供体制の整備には、独立行政法人国立病院機構三重病院との連携を密にすることが重要であり、三重病院との定期的な協議を始めました。

2 今後の予定

(1) 新センターの土地取得について

25年度中に工事に着手するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、地権者である三重病院からの土地取得に関する議案を、開発審査会の審議状況等をふまえて、9月定例月会議に提出する予定です。

なお、整備を円滑に進めるため、地元や関係自治体等の理解を得ながら、県土整備部、県教育委員会等と情報共有を図り、連携・調整して進めていきます。

(2) 新センターの機能について

①ワーキングにおける具体的な検討

24年度に引き続き、ワーキングによりセンターの機能に関する諸課題や機能充実に向けて、具体的な運営フローの検討などをさらに深めていきます。

また、特別支援学校との有機的な連携を図るため、25年度に新たに設置した県教育委員会主催のワーキングに参画するとともに、設計の進捗にあわせ、より良い医療・福祉・教育サービスが提供できるよう、センター機能の検討を進めてまいります。

②関係機関との連携

県医師会や県教育委員会等関係機関との連絡協議会において、情報共有や課題の解決等を図るなど、連携を進めます。

また、三重病院との定期的な連携会議により、子どもへの医療提供体制の充実や機能向上に向け、連携体制や職員交流など具体的な協議を進めます。

(参考：平成25年度当初予算額)

こども心身発達医療センター（仮称）整備事業 383；345千円

【所管事項説明】

6 平成26年度社会福祉施設等整備方針について

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、耐震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、平成26年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国及び県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成26年度社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉課所管施設 救護施設	16
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	17
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	20
・ 子どもの育ち推進課所管施設 児童館、放課後児童クラブ室	24
・ 子育て支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	27

平成26年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名[地域福祉課]

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。
- ・入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名 (平成25年5月1日現在)	—	入所者等の安全確保に必要な大規模修繕を優先する。

平成26年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第5期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成26年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成26年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,483	2,410	2,470	530	7,893	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
平成25年度整備可能数 (A)	110	160	280	100	650	
平成25年度整備予定数（ショートステイの転換含む）(B)	70	152	135	82	439	
平成26年度への持越分 (C)=(A)-(B)	40	8	145	18	211	
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成26年度整備計画数 (D)	170	150	200	0	520	
平成26年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	210 (60)	158 (38)	345 (95)	18 (0)	731 (193)	

施設種別	圏域	課題	平成26年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成26年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成26年度整備数が変動する場合がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数			2,433	1,623	1,880	358	6,294
平成25年度整備可能数 (A)			200	70	110	30	410
平成25年度整備予定数(B)			0	0	0	0	0
平成26年度への持越分 (C)=(A)-(B)			200	70	110	30	410
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成26年度整備計画数 (D)			111	160	130	0	401
平成26年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)			311 (161)	230 (110)	240 (120)	30 (10)	811 (401)
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。
特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成25年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成26年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名 [障がい福祉課]

1 整備方針策定の考え方

- ・障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量をふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・地域生活移行を推進する観点から、ニーズの高い生活介護・短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援の日中活動系サービスを実施する事業所や共同生活介護・共同生活援助の居住系サービスを実施する事業所を優先し、障害保健福祉圏域ごとの整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- ・圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
共通	—	—	減災対策を推進する観点から、障がい福祉サービス事業所の耐震化等に対応する必要がある。	1 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設を最優先する。 2 著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり 別表2のとおり	別表1のとおり 別表2のとおり	みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、ニーズの高いサービスを実施する事業所の整備を進める必要がある。	1 障害保健福祉圏域ごとに、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援を実施する事業所を優先する。 2 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。 3 災害時における被災障がい者のサービス確保などの機能を有する施設整備を優先する。
居住系サービス事業所	別表1のとおり 別表2のとおり	別表1のとおり 別表2のとおり	障がいのある人が地域で生活するため、共同生活介護や共同生活援助の居住の場を充実する必要がある。	1 共同生活介護や共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、整備する必要が高いと考えられる施設を優先する。 2 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。また、入所施設、病院および日中活動の場と同一の敷地内に設置しない施設とする。
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり 別表2のとおり	別表1のとおり 別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において安心して暮らせるための訪問系サービスおよび障がい者の意向をふまえたサービス等利用計画の作成をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策において、立地条件等で配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成25年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曽岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

(別表2) 障がい福祉サービス事業所の現状と課題

種類			障害保健福祉圏域									
日中活動系サービス			桑名員弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
生活介護	現状	事業所数	10	15	12	17	12	12	14	2	2	96
	サービス見込量	人	442	764	575	583	537	600	411	123	111	4,146
	サービス量実績	人	378	640	457	587	450	551	378	116	108	3,665
	見込量と実績の差	人	64	124	118	△ 4	87	49	33	7	3	481
短期入所	現状	事業所数	7	8	5	8	8	6	8	1	2	53
	サービス見込量	人	104	272	77	97	112	125	250	23	22	1,082
	サービス量実績	人	77	104	57	82	51	75	77	11	4	538
	見込量と実績の差	人	27	168	20	15	61	50	173	12	18	544
放課後等デイサービス 児童発達支援	現状	事業所数	5	6	4	7	5	6	3	0	2	38
	サービス見込量	人	78	124	181	90	158	263	204	14	43	1,155
	サービス量実績	人	82	184	179	164	141	239	114	0	32	1,135
	見込量と実績の差	人	△ 4	△ 60	2	△ 74	17	24	90	14	11	20
居住系サービス												
共同生活援助 共同生活介護	現状	事業所数	12	11	7	22	10	6	10	1	3	82
	サービス見込量	人	173	219	117	177	138	185	186	36	64	1,295
	サービス量実績	人	139	185	86	169	125	142	141	29	45	1,061
	見込量と実績の差	人	34	34	31	8	13	43	45	7	19	234
訪問系サービス												
居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護、行 動援護、重 度 障害者等包括 支援	現状	事業所数	44	76	61	99	89	93	51	14	31	558
	サービス見込量	人	255	543	336	350	357	351	300	71	79	2,642
	サービス量実績	人	188	276	220	296	284	256	223	74	55	1,872
	見込量と実績の差	人	67	267	116	54	73	95	77	△ 3	24	770

種類			障害保健福祉圏域									
相談支援			桑名員弁	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
計画相談支援	現状	事業所数	4	7	9	4	3	5	6	2	1	41
	サービス見込量	人	190	286	330	196	260	383	701	40	22	2,408
	サービス量実績	人	52	28	12	14	39	64	29	11	3	252
	見込量と実績の差	人	138	258	318	182	221	319	672	29	19	2,156
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	4	5	1	3	2	2	1	22
	サービス見込量	人	22	15	9	4	23	28	10	3	3	117
	サービス量実績	人	6	3	7	6	4	4	2	1	0	33
	見込量と実績の差	人	16	12	2	△ 2	19	24	8	2	3	84
地域定着支援	現状	事業所数	1	2	4	5	1	3	2	2	1	21
	サービス見込量	人	17	6	21	24	7	19	10	2	3	109
	サービス量実績	人	5	1	8	2	1	2	0	0	0	19
	見込量と実績の差	人	12	5	13	22	6	17	10	2	3	90
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	4	3	7	2	3	5	3	2	0	29
	サービス見込量	人	37	58	32	26	23	88	172	1	5	442
	サービス量実績	人	0	0	1	0	32	10	10	0	0	53
	見込量と実績の差	人	37	58	31	26	△ 9	78	162	1	5	389

注) 見込量と実績の差は、今後、変動します。

- 1 現状の事業所数は、平成25年5月1日現在
- 2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける平成26年度のサービス見込量
- 3 サービス量実績は、平成25年2月分サービス量実績
- 4 見込量と実績の差は、サービス見込量とサービス量実績の差
- 5 生活介護の現状は、障害者支援施設を除く。サービス見込量、サービス量実績及び見込量と実績の差は、障害者支援施設のサービス量を含む。
- 6 短期入所の現状は、空床利用型を除く。

平成26年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち推進課所管施設）

課名 [子どもの育ち推進課]

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
児童館	全県	小型児童館 36館 児童センター 13館 計 49館 (H25.5.1現在)	児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を含むもの (1) 放課後児童クラブ室のある児童館 (2) 放課後児童クラブ室のない児童館 2 児童館の新設 (1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するものを優先する。 ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 (2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するもの

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 297か所 (H25.5.1現在)	<p>1 放課後子どもプランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。</p> <p>2 小学校児童についての保育需要があるにもかかわらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。</p> <p>3 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p>	<p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 既存の児童館を拡張する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張</p> <p>4 そのほかの整備</p> <p>5 優先順位は、1(1)、1(2)、2(1)ア、2(1)イ、2(2)ア、2(2)イ、3(1)、3(2)、3(3)、4の順とする。</p> <p>放課後子どもプランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備を行う。</p> <p>1 小学校の統廃合により必要が生じた放課後児童クラブ室の整備</p> <p>2 放課後児童クラブの創設のための整備</p> <p>(1) 借家等で実施する放課後児童クラブの移設等</p> <p>ア 地震対策あるいは津波対策等のため、現在の実施施設から移転する必要があり、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>イ ア以外の理由で、現在の実施施設が使用不能になるが、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>(2) 放課後児童クラブが実施されていない小学校区での新規実施クラブの整備</p>

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
				<p>(3) 放課後児童クラブが実施されている小学校区での新規実施クラブの整備</p> <p>3 そのほか</p> <p>(1) 1及び2(1)アを最優先とする。</p> <p>(2) 次に、2(1)イ、2(2)、2(3)の順に優先する。</p> <p>(3) 3(1)及び3(2)によって、同順位となった整備の中では、放課後児童クラブの利用者数もしくは利用予定者数の多い整備を優先する。</p>

平成26年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名【子育て支援課】

1 整備方針策定等の考え方

- ・入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成26年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 民間 (平成25年4月1日現在) 12施設 1施設 11施設	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。 2 居住環境向上のための施設整備 既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 民間 (平成25年4月1日現在) 2施設 1施設 1施設	3 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	3 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 公立 民間 (平成25年4月1日現在) 5施設 2施設 3施設	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

【所管事項説明】

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年2月27日～平成25年6月3日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年2月28日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 質問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件) 2 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成25年3月4日
3 委員	委員長 吉田 和枝 委員 日下 秀人 他12名
4 質問事項	准看護師試験の不適切問題の確認と合格基準の審議を行い、合格者を決定した。
5 調査審議結果	不適切問題はなく、受験者195名のうち合格者194名を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成25年3月14日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 石田 静代 外3名
4 質問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	すべての申込者について承認された。(13件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会
2 開催年月日	平成25年3月19日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 市川 知恵子 他9名
4 諮問事項	1 不服審査会の事務概要について 2 障害者総合支援法の施行内容について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成25年3月21日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 村本 淳子 他5名
4 諮問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）（最終案）について 2 三重県保健医療計画（第4次改訂）の評価表について
5 調査審議結果	1 最終案について審議し、原案どおり承認された。 2 4疾病5事業にかかる目標の達成状況、取組と評価等について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成25年3月21日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他2名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学中間総括の実施方法について
5 調査審議結果	中期目標期間の中間点における総括の実施方法について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年3月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 將之 他4名
4 質問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 (1件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。 (1件) 3 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成25年3月27日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 國廣 真夕美 他9名
4 質問事項	里親審査部会の審査結果の報告について
5 調査審議結果	里親審査部会の審査結果を報告し、認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 地域医療対策部会
2 開催年月日	平成25年4月15日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 青木 重孝 他12名
4 質問事項	三重県地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）の策定について
5 調査審議結果	三重県地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）の策定に関する基本方針について審議を行い、基本方針が承認された。 次回の部会において、具体的な審議を行うこととした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成25年4月16日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定
5 調査審議結果	すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年4月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 將之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。 (2件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。 (1件) 3 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 災害医療対策部会
2 開催年月日	平成25年5月7日
3 委員	会長 高瀬 幸次郎 委員 小林 篤 他13名
4 諮問事項	1 地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）災害医療対策事業について 2 災害拠点病院と災害医療支援病院（仮称）の指定方針（案）について
5 調査審議結果	地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）災害医療対策事業について、地域医療対策部会への報告が承認された。 災害拠点病院と災害医療支援病院（仮称）の指定方針について協議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成25年5月8日
3 委員	委員長 森下 達也 委 員 久留原 進 他18名
4 諒問事項	(報告事項) 1 平成25年度当初予算のポイントについて 2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」導入後の状況について 3 平成24年度に発生した児童虐待死亡事例の検証とその対応について 4 第7回「子育て応援！わくわくフェスタ」実施結果について 5 審議会・専門分科会・部会の構成と平成24年度の審議結果について
5 調査審議結果	平成25年度事業概要および平成24年度の取組結果等を説明した後、各事項について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成25年5月9日
3 委員	座 長 志田 幸雄 委 員 田中 公 他12名
4 諒問事項	三重県地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）在宅医療対策事業について
5 調査審議結果	三重県地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）在宅医療対策事業における在宅医療対策（案）について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年5月16日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 清水 将之 他4名
4 諒問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。（1件） 2 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 地域医療対策部会
2 開催年月日	平成25年5月21日
3 委員	部会長 竹田 寛 委 員 青木 重孝 他12名
4 質問事項	三重県地域医療再生計画（案）について 地域医療支援病院の承認について 三重県地域医療再生計画（平成21年度策定分、平成23年度策定分）について
5 調査審議結果	三重県地域医療再生計画（案）について審議を行い、承認された。 また、県立総合医療センターの地域医療支援病院の名称使用承認について審議を行い、承認された。その他、三重県地域医療再生計画（平成21年度策定分、平成23年度策定分）の進捗状況について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成25年6月3日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 質問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改正について 2 公立大学法人三重県立看護大学中間総括の実施方法について 3 公立大学法人三重県立看護大学の平成24年度の業務実績について
5 調査審議結果	1 原案どおり承認された。 2 原案どおり承認された。 3 平成24年度の業務実績について、説明を行ったうえで質疑応答を行った。
6 備考	

Q